

# 監 査 年 報

(令和4年度)

令和6年3月

香川県監査委員事務局

## はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査等を行っています。

この度、令和 4 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 6 年 3 月

香川県監査委員事務局

## 目 次

業務執行状況（令和4年9月～令和5年8月）	1
I 定期監査	3
II 財政援助団体等の監査	11
III 住民監査請求に基づく監査	14
IV 包括外部監査	24

## 監査業務執行状況の概要（令和4年9月～令和5年8月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

### 1 定期監査については、

「物品の適正な管理」

「業務委託に係る適正な事務（委託内容、契約事務、委託の効果、備品の引継）」

「補助金の適正な執行（交付要綱、実績確認、間接補助金）」

「現金・代替証券による収納の適正な執行」

の4項目を重点項目として定めるとともに、法規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、令和4年11月から令和5年8月までの間に、令和4年度を対象に次の217所属について順次実施した。

また、不適正な会計処理の再発抑止の観点から、

①会計自主検査の確認（知事部局を除く。）

②監査資料の正確性の徹底

③外郭団体等に対する所管課の検査の実施状況の確認

についても、取り組んだ。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数			
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計	
政策部・出納局	12	5	17	土木部	9	5	14	
総務部	11	2	13	各種委員会・議会	7	0	7	
危機管理総局	2	1	3	教育委員会	9	45	54	
環境森林部	5	4	9	公安委員会	31	12	43	
健康福祉部	9	11	20	公営企業	病院	1	3	4
商工労働部	4	4	8		下水道	－（土木部に含む）		－
交流推進部	4	1	5	計		111	106	217
農政水産部	7	13	20					

監査の結果、指導注意事項が14件、検討指示事項が2件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、順次これを公表した。

### 2 財政援助団体等の監査については、令和4年10月から令和5年1月までの間に、令和3年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）置県百年記念香川県文化芸術振興財団など14団体、補助団体については瀬戸内国際芸術祭実行委員会など8団体、貸付団体については（公財）かがわ産業支援財団など3団体、公の施設の指定管理者については（社福）香川県社会福祉事業団など7団体の延べ32団体（実団体20団体）について監査を行った。

監査の結果、指導注意事項が4団体5件、検討指示事項が1団体1件認められ、各団体に対

して講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた団体については改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

- 3 住民監査請求に基づく監査については、令和4年度中に2件の請求があり、処理結果は、棄却（一部却下）2件であった。

- 4 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。

検査の結果は、いずれも計数は正確であった。

検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。

- 5 令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された決算書及び証拠書類等について関係者の説明、定期監査の資料等を参考にして実施した。

その結果、一般会計、特別会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

県立病院事業会計及び流域下水道事業会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

- 6 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

- 7 令和4年度内部統制評価報告書の審査は、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として実施した。その結果、評価手続き及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

なお、評価対象期間において運用上の重大な不備が認められたため、速やかに発生要因を分析するとともに再発防止の徹底を図るよう、意見を付した。

- 8 令和4年度包括外部監査については、外部監査人により「産業振興施策に関する財務事務の執行について」をテーマに商工労働部等に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。

監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和5年10月に公表した。

## I 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について 217 所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は 14 件、検討指示事項は 2 件あったほか、公表を伴わないが、内容が軽微なもので文書を交付した口頭指導事項は 160 件あった。

### 1 指摘事項等の件数

部 局 名	実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)
		所属	件数	所属	件数	所属	件数	
政策部・出納局	17 (17)			4 (1)	5 (2)			5 (2)
総 務 部	13 (13)			1 (0)	1 (0)			1 (0)
危機管理総局	3 (3)			(1)	(2)			(2)
環境森林部	9 (9)			1 (0)	1 (0)			1 (0)
健康福祉部	20 (19)			(5)	(5)			(5)
商工労働部	8 (8)			1 (1)	1 (1)			1 (1)
交流推進部	5 (5)			(0)	(0)			(0)
農政水産部	20 (20)			(1)	(1)			(1)
土木部	14 (14)			(1)	(1)			(1)
各種委員会・議会	7 (7)			(0)	(0)			(0)
教育委員会	54 (54)			2 (4)	2 (4)	1 (1)	1 (1)	3 (5)
公安委員会	43 (43)			2 (0)	2 (0)	(1)	(1)	2 (1)
公営企業	病院局	4 (4)		1 (1)	2 (3)	1 (0)	1 (0)	3 (3)
	下水道	-	-	(0)	(0)			(0)
合 計	217 (216)	0 (0)	0 (0)	12 (15)	14 (19)	2 (2)	2 (2)	16 (21)

(注) かつこ書は、令和 3 年度対象の件数である。

#### (参考)

##### 用語の説明

##### 1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

##### 2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

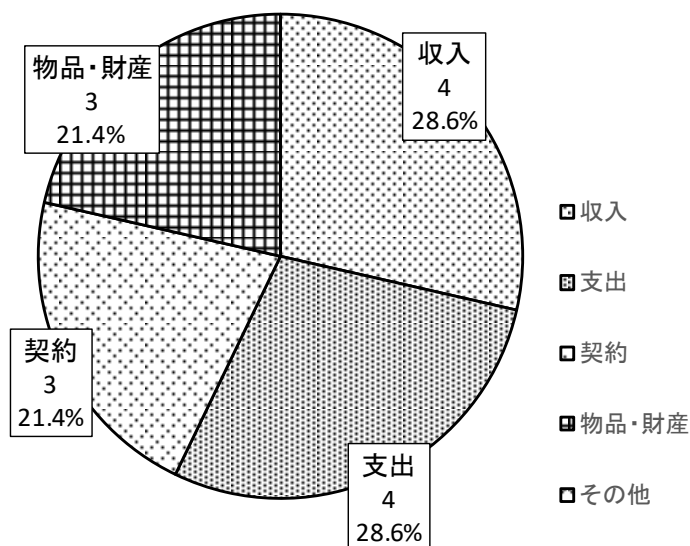
##### 3 検討指示事項

検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

## 2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政策部・出納局	1	2	2	0	0	5
総務部	0	1	0	0	0	1
危機管理総局	0	0	0	0	0	0
環境森林部	0	0	0	1	0	1
健康福祉部	0	0	0	0	0	0
商工労働部	0	0	0	1	0	1
交流推進部	0	0	0	0	0	0
農政水産部	0	0	0	0	0	0
土木部	0	0	0	0	0	0
各種委員会・議会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	0	0	0	2
公安委員会	1	0	1	0	0	2
公営企業	病院	0	1	0	1	2
	下水道	0	0	0	0	0
合計	4	4	3	3	0	14

図 指導注意事項の内訳(区分、件数、構成比)



(ア)収入(証紙を含む。) (単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
1	0	3	0	0	4

(イ)支出 (単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	賃金報酬	その他	計
0	0	1	0	3	4

(ウ)契約(工事を含む。) (単位 件)

履行確認	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
0	1	0	0	1	1	3

(エ)物品・財産 (単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	契約	その他	計
1	0	2	0	0	3

(オ)その他 (単位 件)

団体検査等	監査資料 記載誤り	その他	計
0	0	0	0



3 検討指示事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計	
政策部・出納局	0	0	0	0	0	0	
総務部	0	0	0	0	0	0	
危機管理総局	0	0	0	0	0	0	
環境森林部	0	0	0	0	0	0	
健康福祉部	0	0	0	0	0	0	
商工労働部	0	0	0	0	0	0	
交流推進部	0	0	0	0	0	0	
農政水産部	0	0	0	0	0	0	
土木部	0	0	0	0	0	0	
各種委員会・議会	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	1	0	0	0	0	1	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	
公営企業	病院局	0	1	0	0	0	1
	下水道	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0	2	

4 指導注意事項の具体的内容(14件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p><b>政策部・出納局</b></p> <p>収入</p> <p>支出</p> <p>契約</p>	<p>ア 前年度及び前々年度指導していたにもかかわらず、証紙収納簿の記載に不備が散見された。(小豆総合事務所)</p> <p>ア 旅費について、航空パック料金の一部に実費負担していないものを含んでいたほか、計算誤りによる交通費及び旅行雑費の過払い、支給額の不足等が多く見られた。(文化振興課)</p> <p>イ 資金前渡を受けた前渡金について、精算残金があるにもかかわらず、直ちに返納していなかった。(瀬戸内国際芸術祭推進課)</p> <p>ア 自動車用燃料の単価契約について、契約書に規定しているにもかかわらず、契約単価変更のための協議の場を設けていなかった。(瀬戸内国際芸術祭推進課)</p> <p>イ 入札保証金の減免申請書について、提出された書類に不備があるにもかかわらず、減免していた。(情報システム課)</p>	<p>ア 直ちに記載漏れとなっていた3月の月計及び年度累計を記載するなどの対応を行うとともに、事務所課長会を通じて全職員で監査結果を共有した。今後は、主担当以外に課長による確認を徹底する。</p> <p>ア 支給額に誤りのあった旅費について、直ちに追給・戻入を行うとともに、旅費制度について課内に周知を行った。今後は、承認者・決裁者による入力内容の確認についてもこれまで以上に徹底する。</p> <p>イ 前渡金に精算残金が生じた場合は、期限内に返納手続きするよう、全職員に周知した。今後は適正な前渡金の手続きに努める。</p> <p>ア 契約単価変更の規定に該当する状況になっていないか、毎月確認を行い、協議の場を設ける必要があるかどうか適宜確認を行う。</p> <p>イ 直ちに不備のない書類を提出させ、減免の対象であることを再確認した。今後は、提出された書類に不備がないことの確認を徹底する。</p>
<p><b>総務部</b></p> <p>支出</p>	<p>ア 弁護士への報償費について、所得税を源泉徴収できていないものが1件あった。(人事・行革課)</p>	<p>ア 直ちに支出先の弁護士より源泉徴収分の金額の返納を受けた。今後は、会計規則や出納事務の手引きなどを十分に確認し、適切な執行に努めるとともに電子決裁における添付書類の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p><b>危機管理総局</b></p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
環境森林部 物品・財産	ア 郵便切手及び駐車場回数券の受払簿について、登記漏れ等が散見された。 (環境保健研究センター)	ア 直ちに郵便切手類受払簿への追記及び修正を行い、それらが正確に登記されていることを確認の上、物品出納命令者等が押印した。今後は、受払の都度の登記と物品出納命令者等による確認を徹底する。
健康福祉部	該当なし	該当なし
商工労働部 物品・財産	ア 備品の売却について、代金を収納する前に、当該備品を売却先に引き渡していた。(高等技術学校)	ア 今後は、会計規則や出納事務の手引きなどを十分に確認し、適切な執行に努める。
交流推進部	該当なし	該当なし
農政水産部	該当なし	該当なし
土木部	該当なし	該当なし
各種委員会・議会	該当なし	該当なし
教育委員会 収入	ア 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿に登記していないものがあった。(坂出工業高等学校)  イ 現金で納付された給食費について、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。(香川西部養護学校)	ア 登記できていなかったものについて直ちに証券受払簿に登記を行った。今後は適正な事務処理を確実に行う。  イ 速やかに現金受払簿への登記を行った。今後は現金納付後速やかに現金受払簿へ登記することを徹底する。
公安委員会 収入	ア 行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用許可期間が令和3年度からの継続使用であるにもかかわらず、令和4年度分が徴収されていないものが1件あった。 (丸亀警察署)	ア 徴収されていなかった使用料について、直ちに歳入の調定を行い、使用者に納入通知書を送付して収納した。今後は、調定に漏れがないか、複数の職員による確認を徹底する。

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
契約	ア 飲酒検知器（DPA型）保守点検業務委託について、誤った金額で契約していた。（交通指導課）	ア 相手方の了解を得て、正しい金額の契約書を直ちに作成し、双方取り交わした。今後は、契約締結時に内容の不備がないか、複数の職員による確認を徹底する。
病院局  支出   物品・財産	ア 小口資金からの支払について、財務規程に定められた上限を超えているものが1件あった。（中央病院）  ア 県有自動車1台について、6か月法定点検をしていなかった。（中央病院）	ア 小口資金について、改めて関連規定を確認し、職員に周知した。今後は、適正な事務処理を確実に行う。  ア 該当する自動車について、令和5年10月に6か月法定点検を実施した。今後は計画的に法定点検を実施する。
下水道	該当なし	該当なし

5 検討指示事項の具体的内容(2件)

部局別・内容別	検討指示事項	措置の状況
政策部・出納局	該当事項なし	該当事項なし
総務部	該当事項なし	該当事項なし
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部	該当事項なし	該当事項なし
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部	該当事項なし	該当事項なし
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会 収入	ア 中央農場で発行している領収書が、会計規則に定める様式と異なっており、その発行を出納員以外の者が行っていたため、適切な対応を検討されたい。(笠田高等学校)	ア 今後は、会計規則に定める領収書を使用し、出納員が発行することを徹底する。
公安委員会	該当事項なし	該当事項なし
病院局 支出	ア 看護師等の長期研修に係る旅費について、これまでの経緯を調査の上、病院局共通の支給基準、支給範囲及び実費額確認のために必要な証拠書類を具体的に規定するよう検討されたい。(県立病院課)	ア 看護師等の長期派遣研修に係る旅費について、「職員等の旅費に関する条例(昭和27年香川県条例第32号)」の例により、支給しているところであるが、病院局内での取扱いに差が生じることのないよう、支給基準、支給範囲等を明確に定めて今年度中に県立病院課から周知を行うとともに長期研修の旅費の支給に関する事務マニュアルを作成する。
下水道	該当事項なし	該当事項なし

## II 財政援助団体等の監査

### 1 財政援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

### 2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

### 3 令和4年度実施の監査（令和3年度対象）

#### (1) 監査実施団体（20団体）

No.	団 体 名	種 別
1	(公財) 置県百年記念香川県文化芸術振興財団	出資
2	瀬戸内国際芸術祭実行委員会	補助
3	(学法) 高松中央高等学校	私学補助
4	(学法) 花岡学園	私学補助
5	(公財) 香川県環境保全公社	出資
6	(社福) 香川県社会福祉事業団	出資 指定管理
7	(社福) かがわ総合リハビリテーション事業団	出資 指定管理
8	(公財) かがわ産業支援財団	出資 補助 貸付 指定管理
9	香川県信用保証協会	出資 補助 貸付
10	穴吹エンタープライズ(株)	指定管理
11	シンボルタワー開発(株)	指定管理
12	(公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	出資 指定管理
13	瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	出資 貸付
14	(一財) かがわ県産品振興機構	出資 補助
15	(公財) 香川県農地機構	出資 補助
16	(公社) 香川県青果物協会	出資 補助
17	(公社) 香川県畜産協会	出資
18	(公財) 香川県水産振興基金	出資
19	(公財) 香川県建設技術センター	出資
20	四電工グループ	指定管理

(2) 監査の結果と措置の状況

令和4年度に実施した財政援助団体等の監査の結果及び知事から報告のあった措置の状況は次のとおりであり、指導注意事項が4団体5件、検討指示事項が1団体1件あったほか、公表を伴わないが、文書を交付した軽微な指導事項が7団体8件あった。

監査対象団体に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
瀬戸内国際芸術祭実行委員会	指導注意事項	現金受払簿について、令和3年度及び令和4年度ともに検印及び出納員の照合済印が全くなかった。	監査後直ちに、令和3年度及び令和4年度の現金受払簿について照合を行い、問題ない旨を確認したので、検印及び照合済印を押印した。 今後は現金受払簿の検印及び出納員の照合済印について、押印を徹底する。
		県外旅費について、算定誤りや支給漏れ、領収書の紛失等が散見された。	監査後直ちに、算定誤りや支給漏れについて再計算を行い、追給を行うとともに、旅費制度について、職員に周知徹底した。 今後は、職員向けの勉強会を随時開催し、旅費制度に対する理解を深めるとともに、領収書の保管を徹底する。
学校法人高松中央高等学校	指導注意事項	固定資産について、平成27年度監査において毎会計年度照合検査を行う必要があるとの指導注意を行ったにもかかわらず、検査が行われていなかった。	監査後直ちに固定資産及び備品台帳のチェックリストを作成するとともに、令和4年度末にリストに沿った照合検査を行った。 今年度以降も会計年度毎に、固定資産及び備品台帳チェックリストに沿った照合検査を行う。
	検討指示事項	徒歩による出張への旅費支給について、旅費規程と運用の整合を図る必要がある。	令和4年11月から、徒歩による出張に対して旅費を支給しないこととした。
学校法人花岡学園	指導注意事項	個人への謝金の支払について、所得税を徴収していないものがあった。また、法人への社会人講師の人件費の支払において、誤って	所得税を徴収していなかったものについては、徴収し、税務署に納付した。誤って所得税を徴収していたものについては、税務署と

		<p>所得税を徴収しているものがあつた。</p>	<p>相談し、還付手続を行った。</p> <p>今後、所得税に関して誤った処理とならないようダブルチェック体制にて対応する。</p>
<p>公益財団法人香川県農地機構</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があつた。</p>	<p>超過勤務手当の誤支給分については、該当職員に返納通知を送付し、令和4年11月6日に返納を受けた。</p> <p>支給額の積算根拠を十分確認し、誤った支出がないよう、改めて職員に注意喚起を行った。</p>



### Ⅲ 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度中に 2 件の住民監査請求があった。請求を受理し、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却（一部却下）し、これを公表した。

個別外部監査契約に基づく監査はなかった。

住民監査請求に基づく監査の状況（令和 4 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	取下
1	令和 2 年度政務活動費の返還を怠る事実について (令和 4 年 6 月 29 日付け)	△ 一部 却下	○		
2	令和 3 年度政務活動費の返還を怠る事実について (令和 5 年 3 月 14 日付け)	△ 一部 却下	○		
計 2 件		—	2 件	—	—

棄却（一部却下）した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No. 1 令和 2 年度政務活動費の返還を怠る事実について
<p>1 請求人からの請求の内容（要旨）</p> <p>香川県知事が令和 2 年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。</p> <p>ア 自家用車のリース料</p> <p>イ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出</p> <p>ウ 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費</p> <p>エ 按分されていない自家用車利用経費等</p> <p>オ 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかが不明な人件費</p> <p>カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの</p> <p>キ その他、政務活動との関連がないもの</p> <p>(ア) 事務所費</p> <p>(イ) 書籍購入費</p> <p>(ウ) 切手購入費</p> <p>(エ) 高速代</p> <p>(オ) 印刷費、研修費及び事務費</p> <p>(カ) 人件費</p> <p>(キ) 講師料</p> <p>(ク) 研修費</p>

## 2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

書籍購入費13件（A3議員5件、A40議員8件）、宿泊費2件（A6議員2件）、会費1件（A15議員1件）、自動車リース料1件（A23議員1件）、研修費1件（A23議員1件）、資料作成費1件（A23議員1件）、事務費21件（A23議員21件）、広報費1件（A37議員1件）は、政務活動費を充てた支出から除かれたため却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

### （1） 個々の監査対象についての判断

#### ア 議員23名の自動車リース料

8名の議員が契約書等の条文に契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていました。また、4名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっており、1名の議員はレンタカーであった。残る10名の議員は、オープンエンド契約（契約満了時に残価を支払って自動車を買取することができるもの）となっているか、文書での返還に関する規定等を確認することができなかつたため、議長を通じて再確認したところ、8名からリース期間終了後または途中で有償、無償に関わらず、所有権を取得しない旨の書面が提出され、2名から自動車を返還したとの書面が提出された。こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものではない。

#### イ 会派共同政務活動費

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例では、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ており、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、用途制限違反が明らかになるまでとはいえないことから、違法又は不当であるとまでとはいえない。

#### ウ 議員7名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究や研修に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費、宿泊費及び研修会参加費については、違法又は不当な支出であるとまでとはいえない。

#### エ 議員17名の燃料費

議員全員から月毎の走行台帳が提出され、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### オ 議員34名の人件費

##### （ア） 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。なお、A 1 7 議員の4月分及び5月分の人件費については、職員を派遣していた人材派遣会社に支出していたことが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

25名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているので、違法又は不当な支出であるとはいえない。

c 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

9名の議員に係る人件費については、全額に政務活動費を充当し、A 4 1 議員に係る人件費については同負担割合を10分の9にしている。また、A 1 議員及びA 1 0 議員は、1名分の人件費について按分した上、それぞれ政務活動費を2分の1ずつ充当している。

A 1 議員及びA 1 0 議員については、政務活動に従事した実績に基づいて算定した給与を支払っているとの説明があり、このことは人件費の支出整理簿で確認できた。また、A 1 議員及びA 1 0 議員以外で全額を充当している9名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。

さらに、A 4 1 議員は、政務活動補助事務のみとして雇用しているが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された同議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員30名の広報費

当該議員の広報誌等の提出を求め、その内容を確認したところ、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動や県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるところ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する

違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員5名の事務所費

(ア) A11 議員の事務所費

1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) A23 議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性があることから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) A24 議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、支払先は親族が経営する会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、親族が経営する会社が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

(エ) A26 議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

(オ) A36 議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものとすると明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性がある。以上のことから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 切手購入費

切手を購入した目的は、有権者に封書で県政報告を送付するためであり、切手は全て使用済みとの説明があった。また、現物を確認したところ、内容は令和3年度の県予算が成立したことなど政務活動に関するものであり、4月から高齢者向けのワクチン接種が始まることなど時宜を得た記述もあり、送付時期や送付数は社会通念上相当と認められるものであるといえることから、切手の購入費については、違法又は不当な支出であるとまでは

いけない。

#### ケ 高速代

提出があった政務活動費走行台帳に、E T Cで高速道路を使用した日の金額が記録されており、さらにE T Cの記録は支払証明書だけではなく、領収書を領収書等添付票に貼付し、すべて公開されていることが認められた。また、これらの金額は支払証明書の金額と一致することから、当該高速代に関する請求人の主張は誤っており、採用することはできない。

#### コ 印刷費

7,000部作成し配布先は全て小豆郡内とのことであった。また、広報誌の内容のうち、政務活動費を充当した部分については、有権者にA 2 3議員の政務活動をお知らせするので、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。したがって、政務活動費を充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### サ 事務費

黒塗り部分は事務費であり、公開に際して、誤って黒塗りが不要な箇所まで黒塗りしてしまい、そのまま公開されてしまったものであったが既に修正し、修正分を公開しているとの報告があった。また、この事務費はサーバー上にファイルや画像、PDF等のデジタルデータを保存できるサービスの年会費とのことであり、按分が必要であると判明したため、政務活動費の充当を2分の1に修正するとの申し出があった。また、議長から、このサービスは文書通信費として分類して差し支えないとの説明があったことから、政務活動費を2分の1充当することについては、違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### シ 人件費

業務の内容は、政務活動費収支報告のための書類の取りまとめで、その対価としての支払いであり、個人との契約であることから、雇用契約書を締結したが、実態は毎月払いの雇用契約ではなく、短期的なアルバイト雇用であり、支払いも業務終了後に一括払することで双方合意していたとの説明があった。また、令和元年度は、依頼したのが初めてということもあり、全ての収支が揃った令和2年4月から作業に着手し、支払いは作業完了時の令和2年5月7日となったが、収支報告は支払日が基準になることから、令和2年度に計上したものであるとの説明がA 3 2議員からあった。政務活動費マニュアルに示されているとおり、雇用契約書及び領収書が整備されていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### ス 講師料

いずれも外部から招いた講師に対し各10万円の講師謝金を支出しているものであった。また、これらの研修会は令和2年8月から令和3年3月にかけて4回開催され、政務活動費マニュアルに該当するという認識の下、主に香川大生のインターン生を対象にA 3 9議員本人が主催したものであり、香川県の現状や課題を認識し、自分事として香川県あるいは出身地の未来を考える若者を増やすことは、当然、香川県のためになると考えており、研修内容については、従来から議会質問等も行っているとの説明があった。請求人は、詳しい報告がなく、説明がなければ外形的には講師や団体に寄附をしたのと同じように見え、講師料として10万円でなければならない説明がなく、余りにも高額であると主張しているが、講師謝金の上限が定められているわけでもないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### セ 研修費

A 6議員から、いずれも中小企業の発展及び県の産業振興のための調査研究のための研

修費であり、これらの勉強会に参加することで政策に反映させる足がかりにしているとの説明があった。請求人は、議員が個人の立場で参加しており、その場合は政務活動費からの支出は適さないと主張するが、県議会議員として発行している広報誌には上記2つの会員であることが記載されており、個人としてではなく、政務活動の一環としてこれらの会員となり、研修に参加していることが外形的にも明らかであるため、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

### 3 議会に対する要望（要旨）

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

全国的に、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努める必要がある。

政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで8回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還させるよう判決が出された。このような中、過去7回の住民監査請求の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであり、県議会においては、本年2月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、政務活動費マニュアルの見直しに向けて、検討が進められているところである。

しかしながら、今回においても監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、次のような点について改善が図られるよう改めて強く要望するとともに、現在取り組んでいる政務活動費マニュアルの見直しを速やかに行い、政務活動費の執行が透明度の高いものとなるよう期待するものである。

- (1) 政務活動費に関する情報のホームページでの公開
- (2) 視察や要望など県外移動時の報告書の提出及び公開
- (3) 宿泊費の上限額の設定
- (4) 自動車リース契約の書類整備の徹底
- (5) 会派からの収支報告の検討
- (6) 適正な運用と的確な審査

棄却（一部却下）した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

#### No. 1 令和3年度政務活動費の返還を怠る事実について

##### 1 請求人からの請求の内容（要旨）

香川県知事が令和3年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

ア 自家用車のリース料

イ 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出

ウ 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

エ 按分されていない自家用車利用経費等

オ 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明な人件費

カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの

キ その他、政務活動との関連がないもの

- (ア) 講師料
- (イ) 書籍購入費
- (ウ) 事務所費

## 2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

自動車リース料1件（A29議員1件）、燃料費1件（A33議員1件）、人件費1件（A33議員1件）、広報費3件（A21議員1件、A23議員1件、A39議員1件）、事務所費12件（A23議員12件）、書籍購入費5件（A40議員5件）は、政務活動費を充てた支出から除かれたため却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

### (1) 個々の監査対象についての判断

#### ア 議員21名の自動車リース料

8名の議員が契約書等の条文に契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、4名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっており、1名の議員はレンタカーであった。残る8名の議員は、オープンエンド契約（契約満了時に残価を支払って自動車を買取することができるもの）となっているか、文書での返還に関する規定等を確認することができなかつたため、議長を通じて再確認したところ、8名全員からリース期間終了後または途中で有償、無償に関わらず、所有権を取得しない旨の書面が提出されていた。こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものであるとはいえない。

#### イ 会派共同政務活動費

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員が活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ており、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、用途制限違反が明らかになるまでとはいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

#### ウ 議員7名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、これらの視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### エ 議員16名の燃料費

当該議員全員から毎月の走行台帳が提出され、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはい

えない。

オ 議員 32 名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

24名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているので、違法又は不当な支出であるとはいえない。

c 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

7名の議員に係る人件費並びにA32議員の1名分に係る人件費については、全額に政務活動費を充当している。また、A1議員及びA10議員は、1名分の人件費について、それぞれ政務活動費を2分の1ずつ充当している。

A1議員及びA10議員については、政務活動に従事した実績に基づいて算定した給与を支払っているとの説明があり、このことは人件費の支出整理簿で確認できた。また、A1議員及びA10議員以外で全額を充当している8名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。

政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員 34 名の広報費

当該議員の広報誌等の提出を求め、その内容を確認したところ、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。したがって、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員 4 名の事務所費

(ア) A11議員の事務所費

1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約している。また、令和4年2月1日に契約変更し、同日から1階部分を削除して3



階部分のみの契約として政務活動費の充当もこれに沿ったものとなっており、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) A23 議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくい。また、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性があることから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) A26 議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとまではいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

(エ) A36 議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性がある。以上のことから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 講師料

研修会は令和3年8月から令和3年9月にかけて2回開催されており、いずれも外部から招いた講師に対し各10万円の講師謝金を支出しているものであった。A39議員からは、「インターン生(大学生)には、自分たちが決めた発表テーマにそった形で、県内で活躍している人から直接話を聞き、意見交換をすることで、何らかの刺激を受けてほしいという思いを強く持っている。2021年夏期に講師をお願いした両氏は子育て支援に関して、政府や香川県などの各種民間委員を務めており、両氏の話聞くことは、インターン生はもちろん、(当時)文教厚生委員長という立場で、コロナ禍においても必要な子育て支援策を進めなければいけなかった私自身にとっても、大いに参考になった。両氏には、当該講演以外にもインターン生のサポートをお願いしており、そもそも講師代についても社会的相場としては安い方だと考える」との説明があった。請求人は、通常の上限額をはるかに超える講師料を支払うことはそれらの講師や団体に寄附をしたのと同じであると主張しているが、講師謝金の上限が定められているわけでもないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

また、請求人は、講師謝金の上限規定がないことをもって公職選挙法違反かどうかの判断を不問に付すことはできないと主張するが、住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為が対象であり、監査委員としては、公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

3 議会に対する要望(要旨)

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努める必要がある。

政務活動費について、平成 27 年度から今回含め、これまで 9 回の住民監査請求があり、うち 1 件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約 973 万円を返還させるよう判決が出された。このような中、過去 8 回の住民監査請求の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べてきたところであったが、県議会においては、昨年 12 月に政務活動費マニュアルを改正して令和 5 年度分の政務活動費から適用することとし、政務活動費に関する情報のホームページでの公開、視察や要望など県外移動時の報告書の提出及び公開、宿泊費の上限額の設定、自動車リース契約の書類整備の徹底、会派からの収支報告書等の提出・公開など、これまで監査委員が要望してきたことに応える内容となったことは、評価に値するものである。

しかしながら、今回の令和 3 年度の政務活動費に係る住民監査請求の監査においても、いくつかの課題が見受けられたことから、本年 4 月より適用されている新しい政務活動費マニュアルの運用にあたっては、次のような点について留意されるよう強く要望するものである。

- (1) 適正な運用と的確な審査
- (2) 透明性の確保

#### IV 包括外部監査

##### 1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、知事（担当課：人事・行革課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

##### 2 令和4年度の状況

令和4年度包括外部監査については、山崎泰志外部監査人により「産業振興施策に関する財務事務の執行について」をテーマに商工労働部等に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

報告書における指摘事項は7件、意見は41件であった。指摘事項及び意見の内容は次のとおりである。

##### 【指摘事項】

番号	項目	内容
1	補助要件である補助対象事業者の業種区分の妥当性	<p>起業等スタートアップ支援事業における情報通信産業型の補助金は、補助対象となる事業者の業種を情報サービス業、インターネット付随サービス業等と定めているにもかかわらず、令和3年度においてオーダーメイド家具の製造販売を行う事業者に補助金を交付している。</p> <p>これは、同事業者が今後 Instagram による広告活動及びインターネットを通じた受注販売を行っていくという計画を提出したことを受けて、県及び公益財団法人かがわ産業支援財団で当該事業者をインターネット付随サービス業と判断したことによるものであるが、日本標準産業分類におけるインターネット付随サービス業とは、「ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業」のことを指しており、当該事業者のように生産・販売する財貨がオーダーメイド家具である事業者はインターネット付随サービス業には該当しないと考えられる。</p> <p>制度趣旨に適った有効かつ効果的な補助金制度の運用、補助金交付要綱を遵守した事務取扱を行うためには、補助金交付要綱を厳格に適用し、対象となる事業者の業種も資格要件及び事業内容等の審査において十分に確認する必要がある。</p>
	講じた措置等	<p>当該補助金は令和3年度をもって終了したものであるが、今後同様の事業を実施する際は、対象者の要件設定及び対象者の選定をより慎重に行う。</p>
2	補助金交付要綱の改正時の修正誤り	<p>起業等スタートアップ支援事業（地域課題解決型）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条では、県が公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）に補助金を交付する際には、財団の方で要綱第6条から第18条までの規定に準じた交付要領を定める必要がある旨、規定されている。この点、正しくは財団の方では要綱第6条から第19条までの規定に準じた交付要領を定める必要があり、この点要綱の記載が誤っている。</p> <p>具体的には、要綱第19条は財産の管理に関する定めであり、処分を制</p>

		<p>限された取得財産を処分する際の取扱いについて定めた規定である。これらが財団の交付要領に含められることで始めて創業者等の直接補助事業者に対しても財産処分の制限等が有効となるものであり、この点要綱の改正により正しく修正する必要がある。</p> <p>なお、これは令和3年度中に要綱の改正があり、その際第17条を新たに追加したことでその後の条文がスライドしたにもかかわらず、第21条で規定する条項の範囲を修正することを失念したことによるものであると説明を受けている。また、財団の交付要領には要綱第19条に準じた規定が既に定められており、現状でも運用上の問題は生じていない。</p>
	講じた措置等	<p>令和5年4月に、要綱第21条において、財団の方で第6条から第19条までの規定に準じた交付要領を定めるよう要綱改正した。</p>
3	医薬用外劇物の保管について	<p>香川県産業技術センター食品研究所の視察を行った際に、プラント棟において紙袋に入った苛性ソーダ（水酸化ナトリウム（劇物））がビニール袋に包まれて床に放置されていた。ビニール袋、紙袋ともに古く汚れていたこともあり、この床に置かれた袋が苛性ソーダであるという認識のある職員がおらず、何に使用していたかも把握できていない状況であった。</p> <p>毒物・劇物については、流用や事故等によって重大な問題が生じることがないように、「産業技術センター薬品管理規程」の規定に従い、薬品管理簿に記入するとともに鍵付きの専用の保管設備で保管・施錠する必要がある。</p> <p>なお、香川県産業技術センターでは、今回の事案を受け、施設全体の試薬の管理状況について再調査・確認を実施し、他に不適切な事案がないことを確認したと説明を受けている。</p>
	講じた措置等	<p>今回の事案を受け、施設全体の試薬の管理状況について再調査・確認を実施し、他に不適切な事案がないことを確認した。</p> <p>また、試薬の適切な管理について、職員に周知するとともに、定期的な現品調査（6月、12月）において保管場所と在庫量の確認を徹底することとした。</p>
4	実績報告事項の追加	<p>希少糖研究開発加速化支援事業費補助金については、国、県、外郭団体等の公的団体から別の補助金・助成金を受けて行う研究は本事業の補助対象から除かれる旨が要綱に記載されているにもかかわらず、これら（他の補助・助成を受けていないこと）を県が確認したことが文書として残されていない。要綱に準拠して補助金を交付していることを事後的にも明らかにするためには、他の公的団体から別途補助金・助成金等を受けていないことを確認するとともにその結果を文書で明確に記載しておくことが望ましい。</p> <p>具体的には、交付決定時や支出確定時の決裁伺い書等において確認結果を明記することや、補助対象事業者が提出する実績報告書においてその旨（「補助事業にあたっては、国、県、外郭団体等の公的団体から補助・助成を受けていない」旨）を明記してもらうこと等が考えられる。また、大学が作成する財務諸表の中に「補助金等の明細」があり、これを元に他の補助金が充当されていないかを定期的に確認し、その結果を文書化することも1つの方法と考えられる。</p> <p>なお、当該確認は、研究テーマごとに行うことが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>実績報告書において、研究テーマごとに、当該補助金以外の国、県、外郭団体等の公的団体から別の補助金・助成金を受けていない旨を明記して</p>

		もらった。また、大学側に提出してもらった書類により、補助事業において当該補助金以外の財源が充てられていないかを確認し、文書として保管した。
5	外郭団体の財務諸表に係る適切な開示の必要性	一般財団法人かがわ県産品振興機構（県の外郭団体）は、財務諸表の中の関連当事者取引の注記として、県に対する債権債務等の期末残高があればこれを記載する必要がある。令和3年度においては県に対する未払金残高が 20,631,872 円あったにもかかわらずこの記載が漏れていた。適切に開示する必要がある。 また、県は財務諸表に不備があれば指摘することが望まれる。
	講じた措置等	一般財団法人かがわ県産品振興機構の令和3年度の財務諸表の注記について、県に対する未払金残高を記載するよう指導し、修正を確認した。今後は立入検査等を通じ、会計基準に沿って財務諸表が正しく作成されるよう指導を徹底する。
6	委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示	業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に各事務局運営業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面（以下「承諾願」という。）を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載する必要がある。
	講じた措置等	業務委託契約をした発注先が業務の一部を第三者に再委託をする際は、契約書に記載の「その他甲が必要とする事項」として再委託金額（見積額）を記載し、再委託の承諾を得るよう雛形を提示し、求めた。
7	審査・承諾を経ない再委託について	香川県営業継続応援金（第2次）事務局運営業務委託契約では、受託事業者が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る必要事項を記載した書面を県へ提出し承認を受けなければならない旨定められているが、株式会社 JTB 高松支店が再委託した一部の業務について当該書面が提出されておらず、結果として県による適切な承認がないまま再委託が行われている事例があった。 業務の適切な履行を確保する観点からは、事業者による再委託に関する必要書類の提出が漏れなく行われているかを県は網羅的に確認し、再委託業務について適切な承認を行う必要がある。
	講じた措置等	受託事業者から提出された企画提案書及び見積書に基づき、再委託の承諾手続きが必要な内容を、県及び受託事業者双方で確認するよう運用を改めた。

### 【意見】

番号	項目	内容
1	デジタル人材が志向する多様なキャリアに対応した学習	若者が魅力を感じる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者に魅力のある働く場を創出するという当事業の目的のためには、「エンジニア/プログラマー」だけでなく、「プロダクトマネージャー」や「ビジネスデザイナー」等をはじめとする様々な職種のデジタル人材の育成が重要となる。また、それぞれの分野におけるスキルの習熟度に応じた学習機会も必

	機会の提供について	要となる。従って、「エンジニア/プログラマー」を養成する講座に限らず、より多様で様々な熟練度の人材に対応した講座を県として広範に提供していくことが、デジタル人材を志向する県民により多くの選択肢とより多くのキャリアアップのための手段を提供できることにつながるため望ましい。
	講じた措置等	キャリアデザインを検討する際、多様な選択肢を提示し、デジタルについて学習する動機付けの機会を提供する観点から、令和5年度新規事業として、DXに加え、AIやIotといった先端技術、デジタルマーケティング等の基礎について体系的に学習することで、DX領域のベーススキル向上を目指す基礎講座である「DX ベーススキル養成講座」を開講した。
2	実施講座の集約・掲示について	<p>情報通信関連人材育成事業、情報通信関連産業育成・誘致拠点運営事業、及び公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）等では、人材育成・創業支援等に係る種々の講座を開設している。これらの各講座は、対象者や時間、到達目標等がそれぞれ異なっていて重複するものではないとの説明を受けているが、「人材育成」「創業支援」といった最終目的の下、共通する部分も多いだけに、より利用者にとって明瞭でわかりやすい講座内容のアナウンスが求められる。</p> <p>現状では応募者が定員に満たない講座も多く存在しており、人材育成・創業支援に関する県の価値ある施策をより有効かつ効果的に認知してもらい活用していく観点から、また、ユーザー目線に立った行政サービスの提供という観点からも、県の所管部署や財団といった実施主体にとられることなく、県民や県内事業者等のユーザーがその希望や都合に適った講座を明瞭かつ一元的に検索できる形で情報提供することが望ましい。</p> <p>具体的には、県・財団・Setouchi-i-Baseの各ホームページにおいて、これらで開催される全ての講座を集約した共通の講座案内等を作成して掲出したり（その場合は講座名等も統一感ある形に揃え、それぞれの講座の中身や違いが講座名から一目瞭然となることが望ましい）、問い合わせに対しては別拠点の講座を含めた全体の中からその人に最適な講座を丁寧に説明し誘導できるような体制を整備することで、利用者の利便性を高めること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	Setouchi-i-Base および財団の各ホームページに相互のリンクを設定することで、各拠点で実施する人材育成・創業支援等に係る種々の講座の一覧にアクセスしやすい環境を構築した。さらには、財団で実施する講座内容を Setouchi-i-Base コーディネーターに共有したうえで、財団および Setouchi-i-Base に各拠点で実施する事業のチラシを配架する等、利用者の利便性向上に繋がる体制を強化した。
3	Setouchi-i-Base の更なる利用促進のための施策の検討	<p>令和2年11月より開設されている「Setouchi-i-Base」は、他県の同様の施設等と比較してもその立地や環境面でかなり恵まれた県有のコワーキングスペース施設であり、かつ創業支援のためのオープンイノベーション拠点となっている。今後より一層の施設の有効活用が期待される所であり、効果的な広報・情報発信等による周知、魅力的な企画やイベントの開催によって認知度を高めるとともに、「情報通信関連産業の育成・誘致」「若者の働く場の創出」等を目指す他の諸施策とも有機的に連携・情報発信することで情報通信関連産業の育成・誘致等の施策の目玉施設として今後も今まで以上に十二分に稼働させていくことが望ましい。</p> <p>具体的には、</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS の目標フォロワー数を設定し、どのようにすればフォロワー数がより獲得できるかの方策を事業者等と協議しながらフォロワー数の増加に取り組む</li> </ul> <p>ことや、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Setouchi-i-Base の地理的な良さをより一層アピールするような施策、例えば空き家の利用促進策等と連携させて、Setouchi-i-Base の利用と島への渡航と島での宿泊（空き家を改修した施設での宿泊）をセットにしたプランを関連事業者（渡航のための船舶の運営事業者や島の宿泊施設事業者等）と協議し、県が一部助成するような施策等を検討する</li> </ul> <p>ことよって、情報通信関連分野の人材に「香川県は他県と比べても魅力的だ」と感じてもらうようなより一層の積極的な環境整備と PR 及び情報発信を行うこと等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務における広報戦略を受託事業者と協議のうえ作成し、各種 SNS の目標フォロワー数を設定のうえ、SNS 広告を出稿する等、フォロワー数の増加に繋がる具体的な対策を講じた。</p> <p>また、テレワーク需要の拡大に伴うドロップイン利用者の増加を踏まえ、利用者に対して個別に声掛けを行い、香川県の魅力を伝えるといった対応を行うとともに、月額会員への誘導を行った。</p>
4	執行されないことが確定した予算の適時な減額補正	<p>AI 等先端技術活用型研究開発支援事業において、継続支援している事業者に対する補助金の交付決定が令和 3 年 4 月 1 日に行われ、その時点で執行されない予算が 10,480 千円発生していることが確定しているにもかかわらず、令和 4 年 2 月定例議会の補正予算で初めて減額補正されており、結果として 10,480 千円の予算が長期間（10 か月超）他の目的に使用できない状況となっていた。限られた予算を効率的に使用するためには、予算が執行されないことが確定した部分については、より適時に（早いタイミングで）減額補正できるような体制を検討することが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>事業の執行見込みがないことが明らかになった場合には、適切な時期の議会における減額補正を検討する。</p>
5	専門性の高い研究開発内容が記載された補助金交付申請書の審査方法	<p>専門性の高い研究開発事業に関する補助金にもかかわらず、継続支援企業（初年度の研究開発計画について専門家による審査を受けて補助金の交付を受けた企業が、次年度に同じ補助対象事業で補助金の申請を行った企業）については、専門家ではない県職員のみで補助金交付決定に係る審査が行われている。研究開発の具体的内容やスケジュール、補助対象経費の必要性等を十分理解しつつ、深度ある審査を実施するためには、2 年目の具体的な研究開発計画についても専門家が確認できる審査体制とすることが望ましい。</p> <p>具体的には、現状でも初年度の補助金申請時には専門家による審査が行われているため、初年度の申請の際に 2 年目の研究開発内容に関する具体的実施内容、スケジュール、補助対象経費等についても計画として提出させることで、専門的な内容については初年度の審査時に 2 年目の内容も専門家がチェックできるようにし、2 年目は初年度に審査した計画との整合性のみを県職員が確認すれば足りるような体制とする方法や、2 年目の申請時にも専門家を含めた審査委員会を開催して審査を実施するように運用</p>

		を改めること等が考えられる。
	講じた措置等	令和5年度より、審査に当たる専門家が、より具体的な研究開発計画を基に審査ができるよう、初年度の申請時にも2年度目の実施内容、スケジュール、補助対象経費を具体的に記載するよう申請書の様式を改正しており、2年目の具体的な研究開発計画についても専門家が確認できる審査体制を確立した。
6	AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金交付申請書の記載内容	AI等先端技術活用型研究開発支援事業費補助金の採択にあたっては、「研究開発の新規性・優位性」や「事業化の可能性」が重要な審査事項となっているため、効率的・効果的な審査を実施する観点からは、申請書類である補助事業実施計画書においてこれらを記載すべき事項に追加し、その記載内容を踏まえて審査会による審査を行うことが望ましい。
	講じた措置等	令和5年度より、審査をより効率的・効果的なものとするため、「研究開発の新規性・優位性」及び「事業化の可能性」を記載するよう申請書の様式を改正した。
7	創業支援に関する補助金を交付した事業者に対するその後の事業化状況のフォロー	<p>起業等スタートアップ支援事業（情報通信産業型）では、補助金を交付した事業者のその後の事業化の状況について報告を求めることを交付要綱で義務付けておらず、実際に今回確認したところ令和元年度、令和2年度に補助金を交付した事業者のうち2者が現在事業継続しているか不明な状況となっていた。</p> <p>補助金制度の事業としての適切な評価・効果検証及び見直しのためにも、また、補助金を交付した事業者が順調に創業を行えるかを支援するためにも、補助対象事業者のその後の事業化の状況を十分にフォロー・確認する仕組みを構築することが望ましい。</p> <p>なお、起業等スタートアップ支援事業（情報通信産業型）については令和3年度で補助事業を廃止していると説明を受けているが、特に創業支援等に係る補助制度については、創業支援という観点からもその後の事業化の状況フォローが有効であるため、他の創業支援に関係する事業においても補助金を交付して終わりとするのではなく、その後の事業化の状況等を十分にフォローし、県内の創業・第二創業等の裾野拡大の一助とすることが望まれる。</p>
	講じた措置等	令和4年度に補助事業廃止となった起業等スタートアップ支援事業（情報通信産業型）の過去の採択者においては、地域課題解決型と同様に事業終了後5年間、事業継続状況を確認し、よろず支援拠点の案内などを行い、フォローアップする。
8	事業のPDCAサイクルを確立するために有効なKPIの設定について	<p>戦略的食品産業強化事業のKPIは、総合的なアウトカム指標である「香川県産業技術センター全体の研究開発による製品化件数」しか設定されていない。香川県産業技術センターは本事業で対象とする食品分野以外にも工業分野の事業も行っているため、当該指標は本事業の直接的な成果・効果を客観的に示す指標とはならない。</p> <p>地方創生関係交付金事業で重視される取組みの自立性を確立するためには適切にPDCAサイクルを稼働させる必要があり、また県として適切な事業評価による次年度事業の改善等を行うことで事業の有効性・効率性・経済性を十分に確保していくためにも、「地方創生事業実施のためのガイ</p>



		<p>ドライン」を参考に、事業と直接性のある指標を本事業に関する KPI として適切に設定することが望まれる。</p>
	講じた措置等	<p>短期的な数値設定が可能な事業に関しては、産業技術センターの支援による製品化件数や講習会の開催による人材育成人数等を KPI として設定した。</p> <p>数値設定が難しい事業に関しては、事前に研究ごとに設定した目標に対する達成度を活用し、評価することとした。</p>
9	預託金額の適正水準額への見直し	<p>中小企業振興資金融資事業において、金融機関の資金調達コストを支援する目的で実施している金融機関に対する無利息の預託金（当初予算額 39,200,000 千円、決算額 38,200,000 千円、不用額 1,000,000 千円（湯水等の緊急枠））は、対応する制度融資の枠や制度融資の残高が大きく増減する中で、過去 25 年以上同水準である。</p> <p>県民財産の有効活用という観点からは、必要な適正水準のみを預託することが求められるため、預託額については毎年見直しを行い、常に適正水準となっているかの検証を行うことが望まれる。</p> <p>具体的には、預託額の適正水準に関する基本的な算定方法、算定根拠等について再度確認を行い、毎年度の預託額について、その額が適正であるとした根拠となる資料を毎年度作成・保存すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>預託額の適正水準に関する基本的な算定方法を、令和 5 年度中に策定し、今後はこれに基づき毎年度の預託金額を決定する。</p>
10	フロンティア融資の要件等の見直し	<p>令和 3 年度を含む直近 3 年間に於いて、フロンティア融資および当該融資に係る保証料補給はほとんど利用されていない。</p> <p>フロンティア融資には、新事業進出分野に係る資金調達支援もあり、例えば令和 3 年 3 月から申請が開始された国による事業再構築補助金制度への補助金申請状況等を鑑みると、香川県内の中小企業者においても、ポストコロナに向けて新たな事業分野への進出を検討している企業は多数存在するものと推測される。にもかかわらず本融資の利用者がほとんどいない状況というのは、利用者にとって利便性の悪い制度になっている可能性が考えられる。</p> <p>県内の中小企業者にとってより利便性の高い有効な施策とするためには、申請方法、融資条件等を含めた制度全体を再度見直すことが望まれる。</p> <p>具体的には、新事業進出支援においては、公益財団法人かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」が必須となっているが、例えば、事業再構築補助金に採択された事業者であれば当該申請で利用した「事業計画書」をもって「新事業進出計画書」の一部を代替できる仕組みとする等、利用者にとって必要最小限の手間で大きな便益が得られるような、より多くの事業者にも利用してもらえるような融資条件への見直し等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和 6 年度予算編成に向け、県内の中小企業者にとって、より利便性の高い有効な施策とするため、公益財団法人かがわ産業支援財団や香川県信用保証協会等との関係機関と、申込要件の簡略化等に関する協議を行う。</p>
11	支出負担行為の前提となる実績報告書の調査	<p>香川県信用保証協会から提出された「信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りが無いことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。</p> <p>事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きで</p>

	方法	あり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。
	講じた措置等	事業者の実績チェックの方法については、令和4年度より、従来の実績報告書の作成者が保有する内部資料に加え、利用者及び金融機関からの申込書との照合も行うこととした。
12	業績評価のための指標の設定	<p>県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業は、地域経済の重要な担い手である製造業を営む中小企業者に対して、設備投資のための事業資金借入に係る利子の補給補助を行う事業である。製造業を営む中小企業者の設備投資負担を軽減させることで、経営基盤の強化や新分野進出等の積極的な事業転換の促進が期待され、地域経済の活性化へとつながる事業である。実際にこれまで一定の効果をあげていることが本事業を活用した中小企業者からフィードバックされており、これらの点からも非常に有意義な事業と考えられている。</p> <p>一方で、業績評価のための指標（KPI等）が設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。今後も継続した取り組みが期待されることであり、KPIの設定等を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。</p> <p>なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば設備投資資金利子補給補助金の新規申請件数等が考えられる。</p>
	講じた措置等	令和5年度より、県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業の新規件数が毎年15件以上となることを目指して取り組むこととし、その旨を、令和5年7月に県のホームページに記載した。
13	企業誘致に関する助成制度のより戦略的な設計・立案	<p>企業誘致に関する施策を有効に行うためには、事業者から見て県内に拠点を構えることが（他県と比べて）魅力的と思える制度とすることが重要である。そのためには、「競合する他県」を特定し、それらの県の企業誘致に関する制度を十分に理解したうえで、県の基本方針や地理的特性、他の施策との連携の可能性等を模索しつつ、県として特色・魅力ある企業誘致策を戦略的に立案することで他県と差別化し、アピールしていくことが望ましい。インターネット等でエリア別の企業誘致制度を比較するようなサイトも多く見られる状況であり、県としてどのように特色ある誘致施策を打ち出すかという点については、今後より一層注目される事項と考えられる。</p> <p>具体的には、例えば「競合する他県」を四国の他の3県あるいは瀬戸内海に接する県等と定義し、これらの制度概要を把握した上で、情報通信関連産業の誘致策においてサテライトオフィス関連の県の諸施策と連携したり、オープンイノベーション施設である「Setouchi-i-Base」でのセミナー等を通じて育成された人材の紹介・供給の仕組みを作ったりすること等が考えられる。</p> <p>また、サテライトオフィス関連の諸施策との連携という観点からは、例えば情報通信関連産業で言うと企業誘致制度の助成金が「新規採用5人以上の事業所（地方拠点）」（例えば、法人住民税等が発生するような拠点等）から助成対象となるのに対し、サテライトオフィスは「2人以上」の施設</p>

		<p>整備のための経費に補助金が交付される（「テレワーク拡大による県内転入支援事業」）。事業者目線で考えると、まずはサテライトオフィスで始め、そこから成長してその地で顧客の獲得や収益性が見込めるようになって初めて事業所（地方拠点）に、という流れと考えられる。そのため必ずしも5人を超えれば地方拠点となる訳ではなく、サテライトオフィスのまま人員が増えることも十分考えられる。サテライトオフィスで人が3人、4人…10人、…と増える場合の支援制度等、サテライトオフィス拠点を構えてから事業者がこの地で徐々に規模を拡大して成長していく過程に合わせた適切な支援が行えるような制度の創出を県全体で検討していくこと等が考えられる。</p>
	<p>講じた措置等</p>	<p>香川県の誘致施策の特色と強みを打ち出すため、各種企業誘致施策と本県の優れた立地環境のPRをパッケージとした「せとうち企業誘致100プラン」を令和5年3月に策定・公表し、企業誘致活動の中で効果的に活用している。</p> <p>こうした中、競合する近隣県の助成制度と比較検討し、若者の就業率の高い情報通信関連産業の誘致を促進するため、令和5年度から情報処理関連施設（ソフトウェア業等）の事務所賃借料に対する助成50%の助成期間をこれまでの3年間から5年間に延長したほか、6人目以降の新規常用雇用者に対する助成一人当たり50万円の助成期間をこれまでの1年間から3年間（ただし2年目以降は純増分のみ）に延長するなど、四国3県の支援策と遜色ないものとした。さらに、本県独自の支援策として、5ヘクタール以上の工業団地を整備した民間事業者に対して最大5億円を助成する制度を新設した。</p> <p>また、ワークサポートかがわやSetouchi-i-Base等と連携して人材確保支援を行っているほか、香川県と協定を結ぶ民間企業を通じてオフィス物件を紹介したり、土地開発や環境関連部局等と連携しながら立地に係る各種行政手続きのサポートを行ったりするなど、ワンストップサービスの充実を図っている。</p> <p>なお、サテライトオフィスの設置を検討する企業に対しては、他課所管の補助制度やSetouchi-i-Baseの法人会員登録等を案内している。</p>
14	<p>観光施設に係る企業誘致助成制度の指定要件の検討</p>	<p>観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件は「投下固定資産額100,000千円以上・新規常用雇用者数30人以上」となっている。令和3年度に交付した助成金の対象となった事業者の投下固定資産と新規常用雇用者数とこの交付要件を比較すると、雇用に関連する要件が固定資産に関連する要件等と比べ少し厳しすぎるのではないかと感じられる状況である。県の産業振興に有益な観光施設の建設を効果的に支援するためには、平成16年に本助成制度を開始した当初から変更等がされていない当該指定要件が、今もってなお投下固定資産額と新規常用雇用者数のバランスとして適切であるか、という点について再度検討を行うことが望まれる。</p> <p>具体的には、助成対象となるような施設の投下固定資産額及び新規常用雇用者数について県内・県外を問わず調査し、これらを踏まえて指定要件の見直しを行う（施設の種別毎に指定要件を定めることも考えられる）ことや、指定要件を全体として現状より緩和して柔軟に対応できる制度とすること等が考えられる。</p>

	講じた措置等	<p>本県における観光施設に対する企業誘致助成金の指定要件について検討するため、香川県企業誘致条例施行規則に定める8種類の観光施設①遊園地、②動物園、③水族館、④植物園、⑤美術館、⑥博物館、⑦展望施設、⑧遊覧施設のうち、本県において助成実績がない②動物園、④植物園、⑤美術館、⑥博物館、⑧遊覧施設のそれぞれにおいて、仮に誘致することにより、本県に対してより大きな経済効果や雇用効果が期待できる現存の観光施設を県内外問わず選定し、当該観光施設の投下固定資産額及び常用雇用者数を調査した。その結果、投下固定資産額については、回答が得られたすべての施設において100,000千円以上であり、常用雇用者数は遊覧施設を除き、調査したすべての観光施設において30人以上であった。</p> <p>これらのことから、現時点では指定要件の見直しは行わないが、今後も引き続き有効な企業誘致が図られるよう、他県等の指定要件の調査を行う。</p>
15	適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化	<p>本事業は、①市町が自ら空き家等をサテライトオフィスに改修する費用に対して交付する補助金と、②空き家等をサテライトオフィスに改修する事業者に対して市町が改修費用の一部を補助する場合に、当該市町に対して交付する補助金等を取り扱う事業となっている。令和3年度の交付実績は、①に対するものが1件、②に対するものは該当なしであり、当初想定（8件の交付を想定していた）よりも大幅に申請・交付件数が少ない状況となっていた。</p> <p>本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の申請・交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを書き留めとして保存することが望ましい。現状でも次年度の補助金交付見込を市町等にヒアリングして調査した文書は残っているが、これらに加えて、補助金の申請が行われなかったことの原因分析や、事業の必要性についての再検討、事業の方向性を見直しや（継続する場合には）分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方（改善点）等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。</p> <p>なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法（評価の残し方）について県全体で検討することが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>令和5年度からは、次年度の補助金交付見込の調査資料を残すだけでなく、事業の必要性や改善点等について、事業実施の際の要綱等の起案理由において、詳細に記載、保存するよう改善する。</p> <p>また、毎年度、県が作成して公表している行政評価調書において、実績の低調な事業が個別に記載対象となった場合は、当該事業の評価や継続等の理由を明記することとする。</p>
16	利用者のニーズに寄り添った広報活動の検討	<p>地方創生テレワークによる移住促進事業では、サテライトオフィスに関連した事業（補助制度）を紹介する県のホームページや広報用チラシ等の制作も実施しているが、県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの補助事業の紹介と、レンタルオフィスやコワーキングスペース等を開設・運営しようとする事業者向けの補助事業の紹介とが併記されており、誰に向けた広報か、という点ではターゲットが明確に絞り切れていないように感じられる。</p>

		<p>県の施策を利用者により有効に周知するためには、情報の受け手を意識した、利用者のニーズに寄り添った広報内容が望まれる。具体的には、例えば県内にサテライトオフィス等の拠点を構えようとする県外事業者向けの情報発信であれば、現在の広報内容に含まれる以下の2つの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サテライトオフィス開設等に要する経費の補助制度(「4.12テレワーク拡大による県内転入支援事業」)</li> <li>・ 県外事業者が移住を伴い、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等の費用を県内市町が補助する制度(これにより補助を行った市町に県が一定の補助金を交付するのが本事業における「移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業」となる。)</li> </ul> <p>の他にも、より小規模にサテライトオフィスをスタートさせたい事業者向けに、シェアオフィスやコワーキングスペース(県有のSetouchi-i-Baseや県が補助金を交付して開設したシェアオフィス・コワーキングスペース等)を紹介することが考えられる。また、令和4年度から開始した「香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金」の内容も含めて情報発信することも利用者からすると利便性が高いと思われ、よりターゲットが明確となり有効な広報になるのではないかと考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和5年度からは、県外事業者等を対象としたテレワークに関する事業については、法人向けの制度か個人向けの制度かを明記するなど、利用者のニーズに寄り添った内容とするよう改善するとともに、より小規模にスタートさせたい事業者向けにSetouchi-i-Baseを併せて紹介した。</p>
17	適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化	<p>本事業は県外事業者がテレワーク等のためにサテライトオフィスを開設することに対して補助金を交付することが目的であるが、令和3年度の補助金の申請・交付実績は0であったにもかかわらず、令和4年度も事業を継続している(令和4年度では受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている)。</p> <p>安易な事業継続とみなされないためにも、令和3年度において補助金の申請・交付がなかったという事実を十分に評価・反省しつつ次年度の事業継続を決定したということを書き留めることが望ましい。次年度予算要求時に令和3年度の状況(実績がなかった点、問い合わせの件数や問い合わせの内容、問い合わせのあった事業者が申請まで至らなかった理由や何がハードルとなっているか等)についての検討は文書として残されていたが、その他にも例えば事業の必要性について再度検討し、事業の方向性の見直しや分析結果を踏まえた次年度の事業の在り方の検討等を行うことで、「県外企業の県内へのサテライトオフィス開設支援」という目的を達成するためにどのような事業とすることが一番有効かを、令和3年度の反省を踏まえて改めて検討し、その検討過程(つまり事業の評価)を文書化することが考えられる。</p> <p>なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>令和5年度からは、次年度の補助金交付見込の調査資料を残すだけでなく、事業の必要性や改善点等について、事業実施の際の要綱等の起案理由において、詳細に記載、保存するよう改善する。</p>

		<p>また、毎年度、県が作成して公表している行政評価調書において、実績の低調な事業が個別に記載対象となった場合は、当該事業の評価や継続等の理由を明記することとする。</p>
18	事業者が申請しやすい補助金制度への見直し	<p>香川県テレワーク拡大による県内転入支援事業補助金は、令和3年度において申請者がなく補助金の交付が行われていないが、その1つの要因として補助金交付要件が募集期間等に比して厳しく、県外事業者が補助金を申請しにくい制度となっている点が考えられる。具体的には、補助金申請をする者は、募集期間(約4か月)の間に、①香川県内にサテライトオフィスを新設すること、②そこで従業員又は役員を2名以上従事させること、③その状態を最低でも3年間は維持させること、等について意思決定し、計画を策定して申請を行い、かつサテライトオフィスでのテレワーク業務が記載された就業規則を作成し、テレワーク業務実施までに労働基準監督署に届出を行うこと等が求められている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の変化に多方面にわたって対応が求められる事業者にとっては、サテライトオフィスの新設だけが必要な対応ではないはずであり、県の補助金制度として有効なものとするためには、そうした事業者の状況も十分に斟酌し、どのような制度であれば事業者が申請を行うか、という点を十分勘案した制度設計(補助対象要件の設定)が望まれる。</p> <p>具体的には、令和4年度以降も継続して実施する事業であるため、十分な周知期間の確保と積極的な広報活動、就業規則の作成に関するサポート体制を合わせて周知する、更にはその他の補助対象要件の見直し等の検討に加え、申請に至らないまでも問い合わせ等があった事業者からニーズを吸い上げ、制度を有効に活用してもらえる方法を十分に検討すること等の対応が考えられる。</p> <p>なお県によれば、令和4年度は募集期間として令和4年4月15日から12月20日までの約8か月間を確保するとともに、補助要件も一部緩和し、さらには県の東京事務所や大阪事務所から東京圏、関西圏の事業者への周知活動の実施等を行っており、結果として受付期間最終日に1件の申請があったと説明を受けている。</p>
	講じた措置等	<p>令和3年度の実績がなかったことを踏まえ、令和4年度の事業実施に当たっては、募集期間を令和3年度の3か月余から令和4年度は8か月余に延長するとともに、東京事務所や大阪事務所の協力の下、新たに東京圏や関西圏の事業者への周知も行うなど周知広報を行ったほか、問い合わせのあった内容も踏まえて、従業員数が10人以上の企業を対象としていた制限をなくすなど、応募しやすいように補助要件を一部緩和するなどして、より申請しやすい補助金制度への見直しを行った。</p>
19	適切な事業評価による事業見直しの検討と、検討過程の文書化	<p>本事業で実施した香川県サテライトオフィス拠点整備補助金の申請・交付件数は1件・1,623千円のみであり、当初想定を大幅に下回る申請・交付件数であった。本事業は令和4年度も事業を継続しているが、安易な事業継続とみなされないためには、令和3年度において補助金の交付が想定より大幅に少なかったという事実を十分に評価・振り返りつつ次年度の事業継続を決定したということを文書として保存することが望ましい。</p> <p>特に本事業は令和4年度も継続しており、かつ令和4年度の申請・交付実績も令和4年10月31日時点では0件であるため、適切な事業評価・検討を</p>

		<p>ふまえた事業継続であるならばなおさら、これらの検討過程の文書化が望まれる。</p> <p>具体的には、本事業は国の地方創生テレワーク推進交付金を活用した事業のため、現状でも「地方創生テレワーク推進事業計画」等においてそれらに関連した記述が行われているが、これらに加えて事業の必要性についての再検討、事業の方向性の見直しや(継続する場合には)分析結果等を踏まえた次年度の事業の在り方(改善点)等の検討結果を記載した事業評価シートを取りまとめること等が考えられる。</p> <p>なおこれらは、申請が1件もなかった補助事業や当初予算に比して大幅に交付実績の少なかった補助事業等を次年度以降も継続する場合には共通の問題であり、こうした場合の事業の評価方法(評価の残し方)について県全体で検討することが望ましい。</p>
	講じた措置等	令和5年度の予算編成を行うにあたり、当該補助事業については、これまでの事業実績(R3:1件、R4:0件)を踏まえ、事業を廃止した。
20	補助事業で取得した資産に係る固定資産台帳等の実績報告書への添付	<p>希少糖研究開発加速化支援事業費補助金を財源として取得された固定資産は、補助金の交付先、すなわち大学側で固定資産台帳への登録が行われる必要がある。大学側のこうした財産管理及び経理等について、適切に行われていることを県でも十分確認しているとの回答を得ているものの、そのことを事後的にも明らかにするためには、確認結果を文書として残すことが望ましい。</p> <p>具体的には、実績報告書の添付書類として固定資産台帳等を添付し、財産管理期間や供用の事実を確認したことを当該台帳上に証跡として残すこと等が考えられる。</p>
	講じた措置等	実績報告書の添付書類として固定資産台帳を添付してもらい、取得日、財産管理期間や供用の事実を確認し、当該台帳上に証跡として残した。次年度以降も同様に書類の確認を行う。
21	KPIの設定及び評価の検討	<p>第2期かがわ創生総合戦略における施策の1つである「希少糖産業の振興」に関するKPI指標として、「希少糖関連商品を製造・販売する事業者数」がある。この事業者数は、希少糖関連商品を過去に1回でも取り扱ったことのある事業者が全て集計対象となっているため、結果として現時点では希少糖関連商品を取り扱っていない事業者も集計に含まれている。</p> <p>事業の進捗管理と評価を適切に実施し、効果的・効率的・経済的な事業運営を推進するためには、実測可能で正しく実態が把握できる指標、あるいは事業の目標と因果関係があり、事業によって現れた成果だと説明できる指標をKPIとして選択する必要がある、こうした観点からKPIとすべき指標、または指標の集計方法について再考することが望ましい。</p> <p>具体的には、食品分野では例えば商談会の参加者数やFoodex Japan(国際食品・飲料展)等への希少糖関連商品の出展者数(県が出店枠を一定数確保し、事業者が出展料を一部負担して出展しており、これに参加した事業者数)等、「希少糖クラスターの形成」や「香川の希少糖ブランド確立」に向けた機運の高まりを示す指標を検討すること等が考えられる。また、食品以外の分野(医療・医薬品分野、畜産飼料分野及び農業用資材分野等)については事業化目標が数年先という状況であるため、成果目標を立てにくいと説明を受けているが、その場合であっても事業化までのロードマップを踏まえた取組み内容を考慮した取組指標としてKPIを選定すること等</p>

		が考えられる。
	講じた措置等	より効果的・効率的・経済的な事業運営を推進するため、食品分野については、商談会への希少糖商品の出展者数や出展後の商談成約件数についてを事業成果として管理する。また、食品以外の分野については、事業化までのロードマップに沿った事業の実施ができていないか、補助事業の実績報告などにより進捗度を把握していく。
22	希少糖研究開発加速化事業として支援する研究のテーマの選定過程の確認	<p>希少糖研究開発加速化支援事業補助金について、県では全体として大学にどのような研究テーマがあり、そこから補助金を申請する研究テーマをどのような理由で選択したか、といった全体的な概要については把握されていない。</p> <p>研究テーマの選定は専門性が高い領域ではあるものの、公費助成の観点からは大学側の研究支援を県がある程度主体性をもって推進していくことは事業の有効性という観点から必要と言える。そのためには、大学側でどのような研究テーマが全体としてあり、その中からどのような理由で補助金を申請する研究テーマを選んだか等についても一定程度把握し、これらについて県の見解をふまえて文書として残しておくことが望ましい。</p>
	講じた措置等	県内での事業化に直結する研究テーマが選定されているか、説明資料等の提出により把握し、県の見解を踏まえて文書として保管した。
23	かがわ糖質バイオフォーラム財源確保に向けた検討	<p>かがわ糖質バイオフォーラムについては、会員等からの会費は徴収しない規約となっている。一方で、フォーラム等の開催の目的は、希少糖を活用した健康バイオ産業の創出にあり、シンポジウム及び研究会への参加は参加者にとって有益な情報提供を受け取れる場であると同時に事業におけるネットワーク形成の場にもなっており、参加者が受ける便益は一定程度高いものと推察される。</p> <p>フォーラム運営を継続し、かつ充実させる観点から、一部会費・負担金といった名目での受益者負担を検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、希少糖の販売分野が食品のみならず医療や農業へ広がりを見せる中で、フォーラム運営を共に支える観点から、印刷代や会場代といった運営経費にかかる会費徴収には一定の理解は得られるものと考えられ、賛助会員からの負担金の徴収等が考えられる。</p> <p>また、更なる研究開発のための財源として、県外に本社が所在する会員事業者に対しては、企業版ふるさと納税制度を紹介する等の対応も極めて有益と考える。</p>
	講じた措置等	かがわ糖質バイオフォーラムのシンポジウムは、新規企業への啓発・普及の観点から、参加者を広く一般に門戸を開いており、会員以外の参加者も多いことから、会員のみが便益を受けるものでないため会費制にすることは難しいが、会費等に代えて、フォーラムの広報等を通じて会員等に対しふるさと納税や寄付金控除制度について案内する。
24	実績報告審査資料に関する突合証跡と支出内容の精査	県では、補助事業者が提出する実績報告書を請求書等と照合することで実施内容及び実施結果のチェック・確認を行っている。希少糖研究開発加速化支援事業費補助金に係る実績報告書及びその添付書類を閲覧すると、県が請求書等との一致を確認する際に付すべき突合証跡（例えば「✓」のような証跡）が残されていない。県によれば、一旦は確認して証跡を付したものの、証跡が多く付されて文書が見にくくなったため、証跡がな



		<p>いものに差替えて保管したとのことであった。また、補助期間末付近の2月に見積り依頼及び調達が行われた消耗品等が1,281千円あったが、これらが補助事業に係る研究経費に該当するかどうかを確認したことがわかる文書等が残されていなかった。この点についても確認はしたもののそれを文書化していないというのが県の回答であった。</p> <p>実績報告書を十分チェック・確認したことを事後的にも疎明できるよう、また上席者等が確認する際に担当者が実施したチェック・確認内容が明確になるよう、チェックした証跡や（公費負担であることを念頭において）必要に応じて実施する追加の確認内容等は、文書として残しておくことが望まれる。</p> <p>なお、追加の確認内容等とは、例えば本件であれば補助対象期間末付近で調達した消耗品等が本当に補助対象事業に係る研究経費であったかの確認をすることが望ましかったと言え、その確認結果を文書として残しておくことが考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>実施内容及び実施結果を確認したことが疎明できるよう、実績報告書及び添付書類は突合証跡を付けながら確認し、文書として残した。また、補助対象期間末付近で調達した消耗品等について、補助対象事業に係る研究経費であることを確認し、文書として残した。</p>
25	実施状況報告書の有効活用	<p>補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」には、生産拡大の取り組み（①新植・改植、②園地・施設整備、③栽培管理用機械施設、④採油用機械導入（食用油脂製造業）の支援項目ごと）の「成果」及び「問題点」等が記載されており、生産者等の現状を映す非常に貴重な情報源と考えられる。</p> <p>事業をより有効なものに高めていくためには、補助金要綱に基づく、事業者毎の実施状況報告書の確認は実施しているものの、実施状況報告書の活用としては不十分である。「成果」や「問題点」を毎年整理し、これまでの事業における課題の変化の有無等を評価分析して今後の施策展開に生かしていくことが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば事業者ごとの生産拡大の伸びが複数年度でどういった状況かを調査し、生産性拡大に向けた事業者ごとの比較などを通じて、よりよい取組事例などの調査を深掘りし、今後の事業に役立てること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和4年度報告分から、事業主体ごとに栽培面積や収量、採油量等の推移を比較し、好事例に対しては要因分析や現地調査を行い、好循環を生む取組方法が他の生産者に波及していけるよう県の指導機関で共有し、他の生産者への指導や今後の事業推進に役立てる。</p>
26	実施状況報告書の記載事項の追加について	<p>補助対象事業者からの「オリーブ生産拡大加速化事業実施状況報告書」では、生産拡大に向けた課題について各事業者が記載することとなっているが、これに加えて当該課題に対するアクションプランも記載させ、その内容を県として収集すれば、オリーブ産業の基盤強化における今後の政策立案において極めて有益な情報となると考えられる。したがって、実施状況報告書の様式に「課題への対応」を記載欄として追加することが望ましい。</p> <p>また、これによって各事業者が今後のアクションプランを自ら検討することになり、そうした機会を提供することも県としての重要な取り組みで</p>

		あると言える。
	講じた措置等	オリーブ生産拡大加速化事業費補助金交付要綱を令和5年3月31日付けで一部改正し、実施状況報告書の様式に「課題への対応」を追加し、令和5年度実施分から適用することとした。
27	販売促進委託業務の見直し	<p>オリーブ牛販売促進業務、オリーブ豚販売促進業務、オリーブ地鶏販売促進業務等の委託業務は、畜産品目別にそれぞれ販促業務発注しているが、購買促進に向けたフェアやプレゼント抽選など、実際の業務内容としてはかなり共通している部分が散見された。別々の仕様書で依頼していた事項を再評価し、同時に実施できる、ないしは同時に実施した方がより効果的かつ経済的な業務がないかの検討が望まれる。</p> <p>具体的には、畜産品目別ではなくオリーブ畜産品全体で業務内容を切り口とした販促業務の委託を検討する中で、例えば以下のような取組みが考えられる。</p> <p>フェアやプレゼント抽選等に係るキャンペーン事業にあたっては、QRコード等の採用を検討する等、委託業務そのもののVFM(バリューフォーマネー：支払い(Money))に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方で、逆にサービスが同じであれば事業費の削減につながる考え方を高める取組みを強化することが考えられる。</p> <p>また、オリーブ産業全体の強化・ブランド力の向上といった総合的な視点から、畜産物全体のリーフレットの作成等、購買者目線による取組みを充実させ、香川・愛媛せとうち旬彩館(アンテナショップ)や量販店等にオリーブ畜産物一体のリーフレットを提供すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	令和4年度末に、オリーブ牛、オリーブ夢豚、オリーブ豚、オリーブ地鶏を一体的にPRするリーフレットを作成し、香川・愛媛せとうち旬彩館(アンテナショップ)に常設している。量販店等については、要望があった場合に必要量を提供している。
28	中長期的な視点に立った補助対象事業の見直し	<p>本補助金施策により、新規従事者が事業参画し、飼料用オリーブの作付面積が増加したことにより今後の供給体制が安定化しつつある。飼料用オリーブの需給見通しを踏まえると、現況のオリーブハマチ飼料増産対策事業費補助金制度の目的は達成しつつある状況と考えられる。中長期的な視点に立った補助対象事業の見直しを県全体として整理し、取り組んでいくことが望ましい。</p> <p>具体的には、より安定的な供給の実現にむけた今後の課題への対応として、担い手の確保や生産性向上に必要な補助メニューへの改定等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>オリーブの生産は果実が主体で、葉の生産に取り組む事業者は少数であることに加え、出荷事業者のうち取扱割合が高い事業者に限られ、不測の事態が生じた場合には飼料用オリーブ葉が不足することも想定される。</p> <p>このため、安定的な生産供給の観点から、継続的支援を行う必要性を踏まえ、令和5年度から補助率の見直しを行った。補助メニューの改定については令和6年度に向けて検討する。</p>
29	評価指標の充実	飼料用県産オリーブ葉の安定的確保を目的としたオリーブハマチ飼料増産対策事業では、業績評価のための指標が設定されていない。事業の進捗把握による取組み内容のチェックとそれを踏まえた事業の改善・見直しを適宜適切に行い、事業をより有効に展開していくためには、業績評価のた

		<p>めの指標の設定が望まれる。</p> <p>本事業における成果は、安定的な県産品の飼料用オリーブ葉の供給にある。現状ではチュニジアやスペインからの輸入も一定数あり、こうした外国産葉（輸入部分）を県産葉に切り替えていくことが県内の産業振興の観点からも有意義であろう。したがって、本事業の成果指標を例えば「確保されるオリーブ葉に占める県産葉の割合」等とすること等が具体策としては考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>県産オリーブ葉を生産に用いることにより、オリーブハマチなどのオリーブ水産物のブランド力を高めることも想定できることから、「確保されるオリーブ葉に占める県産葉の割合」等を指標の一つとし、生産者との協議の場で使用している。</p>
30	業績評価のための指標の設定	<p>本事業は、『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画において、県産品を振興させるための「51 県産品の販路開拓」、「52 県産品の認知度向上」及び「53 アンテナショップの充実・強化」の施策を実現させるための具体的な手段として展開される事業の1つであるが、本事業として固有の業績評価のための指標（KPI 等）は設定されていない。</p> <p>各施策に関する大局的なKPIを基礎として、事業単位で適切に業績評価を行うためには、本事業と直接性のある効果で表されたKPI等を別途設定することが望ましい。</p> <p>具体的には、伝統工芸品等の品目毎の販売額や販売数量、或いは組合等の構成員（会員）数等、伝統工芸品等の産業振興の効果が直接表れる指標とすることが考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和5年度より、香川県伝統的工芸品指定製造者数を、令和4年度の86者から、5年後の令和9年度に、5者増の91者以上となることを目指して取り組むこととし、その旨を、令和5年7月に県ホームページに掲載した。</p>
31	取扱品目の規模に関係なく均一に設定された補助上限額	<p>補助対象事業者である産地組合や団体の取扱品目や従事する人員数等は様々であり、事業規模も大きく異なっている。そのため、それぞれが行う補助対象事業、すなわち販路開拓・人材育成・技術・技能伝承・新商品開発等に要する費用の規模も本来はある程度異なることが推察される。にもかかわらず、本事業の補助上限額は品目・規模等に拘わらず均一となっている。香川県の伝統的ものづくり産業の振興をより効果的に支援するためには、あらゆる品目について補助上限額を均一としている点について、再検討することが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば品目別や（プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等の）取り組み内容別に補助上限額を設定すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>伝統的ものづくり産業の振興をより効果的に支援するため、令和6年度予算編成に向け、本事業の補助上限額を取り組み内容別に設定することを検討する。</p>
32	事業者が長期的な取り組みに着手しやすい補助金制度への見直し	<p>本事業の補助対象は、プロモーション・販路開拓、人材育成、技術・技能伝承、新商品開発に要した経費となっているにもかかわらず、実際に交付した補助金の補助対象経費はほとんどが「プロモーション・販路開拓」に要した経費となっている。</p> <p>長期的な産業の発展には、技術・技能の伝承や人材育成といった長期的な取り組みも極めて重要であり、プロモーション・販路開拓以外の取組み</p>

		(人材育成、技術・技能伝承、新商品開発等)による補助金の活用がより促進されるような仕組みを検討することが望ましい。
	講じた措置等	補助金の活用をより促進するため、令和6年度予算編成に向け、本事業の補助上限額を取組み内容別に設定することを検討する。
33	官民連携のあり方	株式会社ビームス、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社及びジェトロ香川との連携事業に関しては、現状では出展事業者へ事業経費の負担を求めている。いずれの連携事業においても、出展事業者は売上増加・販路拡大等の受益部分が少なからずある。持続可能な取り組みとして、また事業の継続・充実を図るための原資確保の観点からも、例えば協賛金の形で一定の受益者負担を求める等、事業者との連携の在り方を再検討することが望まれる。
	講じた措置等	事業者の費用負担のあり方について整理し、一部の取組みにおいて、出展にかかる旅費や手数料等の負担を事業者に求めることとした。
34	中長期的な視点による施策の立案	伝統的工芸品の販路拡大をより効果的に実施するためには、県内の大規模イベント等と連携させた長期的、柔軟かつメリハリのある施策・予算の配備が望まれる。例えば、伝統的工芸品の販路開拓に係る事業の予算額(補助金額)は毎年概ね一定であるが、かなり多くの観光客が来県することが予想される瀬戸内国際芸術祭は3年毎に開催されているため、その年度だけ予算を拡充し、来県者が利用する主要拠点(高松空港、高松駅、高松港など)で「香川の魅力」を実感してもらうための伝統的工芸品の展示・即売会の開催等を従来より積極的かつ重点的に実施すること等が考えられる。 また、既存の取組みに対する更なる工夫を、他県の取組み等も参考に行っていくことも望まれる。具体的には、伝統的工芸品の紹介にあたってはホームページ等のURLを示すだけでなく、スマートホンが普及している現況を踏まえてQRコードによる案内を行ったり、伝統的工芸品についての紹介に留まらず価格帯等の表示も含めた購買用リーフレットを顧客(例えば贈答用品を購入する人)目線で作成し、これを配布する等が考えられる。
	講じた措置等	今後県内で予定されている大規模イベント等の開催時期を考慮し、来県者に向けたより効果的な展示または販売を検討する。 また、他県の取組みも参考にし、既存の県産品パンフレットやホームページを活用して、掲載内容にECサイトのQRコードを追加した。
35	契約変更時の執行伺変更書における契約変更理由の明記	香川県営業時間短縮協力金の事務局運営業務に係る委託契約は、第1次と第2次はプロポーザル方式による公募によりそれぞれ随意契約が締結されたが、第3次から第11次の事務局運営業務については第2次の契約の変更という形がとられている。結果として、第2次の当初契約額(委託料上限)が41,485千円であったのに対し、その後10回の契約変更で最終的には第2次から第11次までの事務局運営を委託する、委託料上限361,596千円の契約になっている。 本件の第5次以降の契約変更手続きにおいて、執行伺変更書で契約変更理由が明記されていなかった。どのような理由で契約変更を決裁したかが事後的にも客観的にわかるように、執行伺変更書には契約変更理由を明記することが望ましい。
	講じた措置等	当該委託業務は、営業時間短縮等の要請に全面的に応じた事業者へ速やかに協力金を支払うこと、また、運営体制の効率化を図ることができること等から契約変更を行ったものである。

		<p>第4次までの契約変更理由と同じ理由であるため、第5次以降の契約変更手続きにおける執行伺変更書で契約変更理由を明記することが徹底できていなかったが、今後、執行伺変更書で契約変更理由を必ず明記する。</p>
36	実績報告書における支出内容の精査	<p>香川県営業時間短縮協力金の事務局運営委託業務の実績報告書を閲覧し、事務局人件費の分析を行ったところ、協力金支給1件当たりの事務局人件費が第1次協力金の際は1,955円であったのに対し、第2～8次協力金では2,690円と約38%上昇している。これは協力金支給1件当たりの事務局の稼働日数が42%増加したことが主な要因である。当該増加要因について、県では十分合理的な説明を文書化できていない。</p> <p>支出命令に至る一連の手続きにおいて公費負担であることを念頭においた適切なチェック・確認が行われたことを事後的に疎明できるようにするためには、実績報告のチェックの際に、例えば稼働実績が最終のアウトプットと比較して合理的か（本件の場合だと事務局の稼働日数が申請件数や支給件数等と比較して合理的か）といった分析的な検討も適宜実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>事務局人件費が第1次協力金の際と比較し、第2～8次協力金で上昇している原因は、第2次以降の協力金は、金額の算定方法が複雑になり審査業務が大幅に増加し、事務局の稼働日数が増加したことが主な要因である。改めて分析した結果を文書として残した。</p>
37	補助金交付申請書の調査で詳細検討を実施する案件の抽出基準	<p>県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合するほか、サンプルとして一部の申請案件を抽出し、抽出した案件について個別に金銭消費貸借契約書、金利特約書等と照合することでより詳細なチェックを行っている。</p> <p>詳細なチェックを実施する案件の抽出基準は、現状では「過去（直近）に抽出対象としていない事業者」となっているが、効率的かつ効果的なチェックを実施する観点からは、誤謬の発生可能性、つまり金融機関が申請金額を誤る可能性の高い案件を重点的に確認できるような抽出基準とすることが望ましい。</p> <p>具体的には、毎月元金返済が行われ、各月末の貸付残高が変動すると利子補給額の算定は複雑になり、計算誤り（金融機関での入力誤り）の発生可能性も高くなると考えられるため、そうした案件を数多く抽出できるような抽出基準とすることが考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>詳細なチェックを実施する案件の抽出基準については、これまでは過去に抽出の対象となっていない案件および金額の大きな案件を中心に抽出検査を行っていたところであるが、令和4年度より、抽出基準に、既に償還が開始され、各月末の残高が減少している案件を加えて運用することとした。</p>
38	利子補給補助金交付申請書の調査における全体調査の調査結果の様式	<p>県が金融機関から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書」の内容をチェックする際は、個々の事業者の申請内容について全件を香川県信用保証協会のデータと照合し、その結果を文書として保存しているが、申請内容のうち元金据置期間については照合・確認している証拠が残されていない。</p> <p>月末貸付残高は利子等補給額の算定基礎となるものであり、その月末貸</p>

	について	付残高の妥当性を判断する上で重要な情報が元金据置期間である。したがって、申請書類を適切かつ十分にチェックしたことを事後的にも明らかにするためにも、元金据置期間については適切にチェックし、その証跡を文書等に残すことが望ましい。
	講じた措置等	利子補給金額の基礎となる月末貸付残高の妥当性を、より適切に判断するため、事業者の申請内容と香川県信用保証協会のデータを照合するチェックシートに、初回返済日（元金据置期間の終期）を追記したほか、残高の減少状況を把握できるよう、初回返済日を過ぎた案件のみを抽出可能な仕様とした。
39	支出負担行為の前提となる実績報告書の調査方法	香川県信用保証協会から提出された「香川県新型コロナウイルス感染症対策危機関連融資信用保証実績報告書」を県が調査する際、保証料給付金の金額に誤りがないことの確認を香川県信用保証協会の内部資料とのみ照合・確認することで実施している。 事業者の実績チェックは県の支出負担行為の前提となる重要な手続きであり、十分なチェックを実施する必要があるため、実績報告書の作成者が保有する内部資料のみとの照合ではなく、例えば利用者からの申込書等の外部帳票との照合を行うことで、十分な事業実績内容の調査を行うことが望ましい。
	講じた措置等	事業者の実績チェックの方法については、令和4年度より、従来の実績報告書の作成者が保有する内部資料に加え、利用者及び金融機関からの申込書との照合も行うこととした。
40	未使用クーポン券（預託金券）の在庫確認について	未使用クーポン券（預託金券）実地棚卸の確認結果が記録されていない。適切な在庫管理および状況把握の観点から、少なくとも年1回は事業者の実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致しているか否かについて、実地棚卸結果として記録すべきである。
	講じた措置等	令和5年2月及び4月に実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致していることを確認した。今後も定期的に実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致していることの確認を徹底する。
41	業務コストの算定及び評価	令和3年度時点の委託業務に係るコストの分析が十分行われていない。次年度以降のより効率的・経済的な事業展開のためにも、助成件数当たりのコスト算定（助成上限額以内か、委託費負担が大きくないか）を実施することで単位当たり行政コストとして適正な金額であったかを事後的にも検証する等、委託事務の経済性に関する評価を適切に実施することが望ましい。
	講じた措置等	決算における分析で助成件数あたりのコスト算定を実施し委託費用を検証した。今後の事業執行においても、委託事務の経済性に関する評価を徹底する。